

生垣緑化への補助について

茨木市では、健康で快適な生活環境の確保と、緑あふれる魅力あるまちづくりの推進を図るために、「茨木市生垣緑化推進事業補助要綱」にもとづく生垣の設置等に対し、その費用の一部を補助します。



● 補助対象等

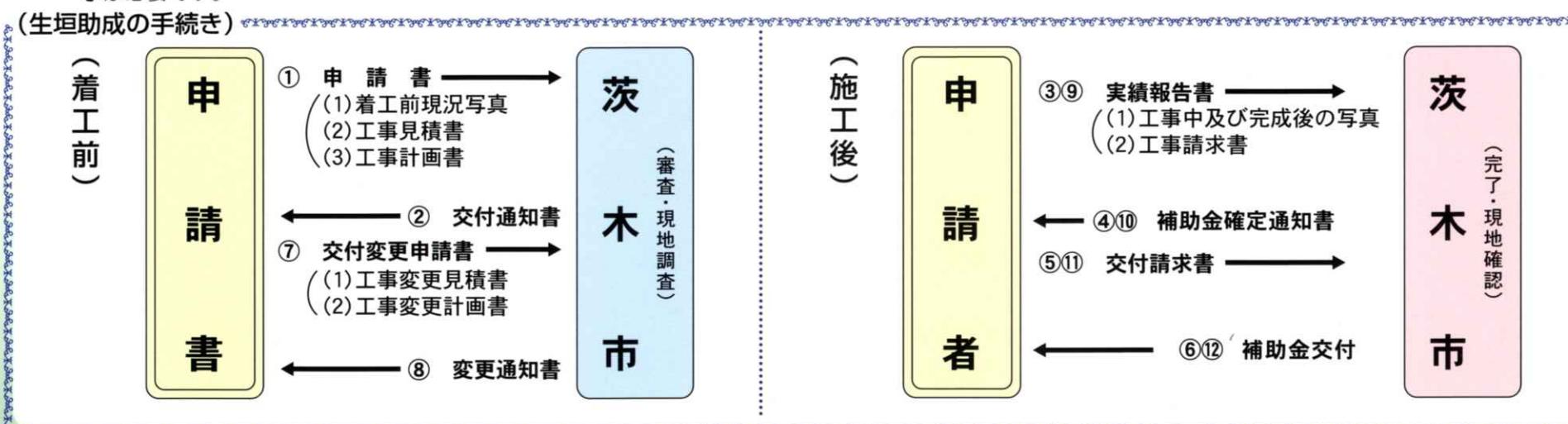
補助の対象となるのは、茨木市において住宅又は事務所・事業所等の敷地を所有し、又は使用する個人及び団体等(宅地建物の分譲を業とする者を除く。)が道路に面して生垣を設置する事業で、次の各号に該当する事が必要です。

1. 新たに生垣を設置する場合。(旧来の生垣の作り替え及び改良は認められません。ただし、第3号に該当する場合を除く。)
2. 既設のブロック塀等(ブロック塀、板塀、土塀、コンクリート塀、ネットフェンス、石垣、その他これらに類するものを含む。)を撤去して、当該部分に生垣を設置する場合。
3. 道路にはみ出し、通行を阻害している生垣を改良する場合。
4. 生垣工事着工前であること。(工事後の申請は受付できません。)
5. 補助申請のあった年度内に、必ず工事を完了できること。

● 生垣の要件

1. 生垣の総延長が2メートル以上で、苗木の高さが概ね1メートル以上あり、かつ植栽本数が延長1メートル当たり2本以上必要です。
2. 幅員が2メートル以上の道路(一般的の通行の用に供されている私道を含む)に、必ず面している事が必要です。

(生垣助成の手続き)



● 補助金額等

1. 施工した生垣の延長に1メートル当たり5,000円(施工に要した費用が1メートル当たり5,000円未満の場合は、当該実費額)を乗じて得た金額とします。
ただし、補助最高限度額は75,000円(次号に定める補助金額を加算するときは125,000円)になります。
2. 既設のブロック塀等を撤去して、当該部分に生垣を設置するときの撤去費用補助額は、当該ブロック塀等の延長に1メートル当たり2,500円(撤去に要した費用が1メートル当たり2,500円未満の場合は、当該実費額)を乗じて得た金額とします。
ただし、補助最高限度額は50,000円(前号に定める補助額を加算するときは、125,000円)になります。
3. 前2号の補助金の算定に当たって1,000円未満の端数がある場合は、1,000円未満については切り捨てます。

● 補助の制限

この要綱に基づく補助金の受給は、対象土地1箇所につき1回限りとします。



※詳しくは、茨木市建設部公園緑地課までお問い合わせください。

お問い合わせ

茨木市建設部
公園緑地課 緑化推進係

(南館4階)

☎ 620-1654(直通)